

松山市長 野 志 克 仁

松山市子育て応援券交付事業実施要綱をここに公布する。

記

松山市子育て応援券交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県の実施する愛顔^{えがお}の子育て応援事業に基づき、子育て世帯への経済的支援を行うことで安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、福祉の向上及び少子化対策を促進するとともに、地域経済の活性化を図るため、応援券を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

(1) 対象乳児 次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

ア 平成29年4月1日以後に出生（死産の場合を除く。）した者であること。

イ 同一世帯における第2子以降の満1歳に満たない者であること。

ウ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本市の住民基本台帳に記載されている者であること。

エ 本市に居住している者であること。

(2) 保護者 対象乳児の親権を行う者又は後見人で児童を現に監護し、かつ、生計を同じくする者であって、本市に居住し、及び住民基本台帳法第5条に規定する本市の住民基本台帳に記載されているものをいう。

(3) 対象製品 愛媛県の定める乳幼児紙おむつ製品をいう。

(4) 応援券 対象製品の購入費用に充てることができる本市が発行する松山市愛顔^{えがお}っ子応援券をいう。

(5) 登録店舗 第10条第2項の規定による指定を受けた応援券が利用できる店舗をい

う。

(応援券の交付対象者)

第3条 応援券の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、対象乳児の保護者とする。

(応援券の交付申請)

第4条 交付対象者は、応援券の交付を受けようとするときは、松山市愛顔っ子応援券交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、その身分が証明できる書類及び出生届出済証明欄に出生地の首長印が押印されている対象乳児の母子健康手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、対象乳児の誕生日から満1歳の誕生日の前日までに行わなければならない。ただし、愛媛県内の他の市町から転入した者で、当該他の市町が愛媛県の補助を受けて交付した応援券に相当する券の残券を保持しているものにあつては、当該残券の有効期限までに、その身分が証明できる書類及び当該残券を添えて、応援券の交付を申請することができる。

(応援券の額等)

第5条 応援券は、1,000円券50枚つづりを1組とし、対象乳児1人につき1組を限度として交付する。

2 応援券の有効期限は、交付年度の翌年度の末日までとし、有効期限を経過した応援券は、無効とする。

(応援券の交付)

第6条 市長は、第4条の規定による交付申請があつた場合は、その内容を審査し、応援券の交付を適当と認めるときは、対象乳児の母子健康手帳に当該申請を受け付けた旨を記載した上で、市長が別に定める基準に基づき応援券を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により応援券を交付したときは、台帳等にその旨を記載し、応援券の交付状況を常に明らかにしておくものとする。

(応援券の使用等)

第7条 応援券の交付を受けた交付対象者（以下「受給者」という。）は、応援券の有効期限内において、登録店舗で対象製品を購入する際に、応援券を使用することができる。

2 前項の場合において、応援券は、対象製品の購入総額が使用しようとする応援券の額面の総額と同額又は上回る金額の場合に使用できるものとし、当該購入総額と応援券の

額面の総額の差額は、受給者が負担するものとする。

- 3 応援券は、再発行しない。ただし、汚損し、又は破損した応援券については、その残存する部分が応援券と認識できる場合に限り、市長が別に定める基準に基づき再交付することができる。

(変更の届出等)

第8条 受給者は、交付申請書に記載した事項に変更があったとき及び受給者でなくなったときは、その旨を記載した交付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、受給者でなくなった者は、この事業と同種の事業を実施する愛媛県内の他の市町に転出するときを除き、未使用の応援券を返還しなければならない。

(応援券の返還命令等)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該受給者に未使用の応援券があるときは、その返還を命じることができる。

- (1) 対象乳児が死亡し、又は市外に転出したとき。
- (2) 正当な理由なく前条の規定による届出を怠ったとき。
- (3) 応援券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。
- (4) 応援券の記載事項を改変して使用したとき。
- (5) 虚偽その他不正の行為により、応援券の交付を受けたとき。
- (6) 応援券の交付に関する市長の指示事項を遵守しないとき。
- (7) その他応援券の返還が必要と市長が認めるとき。

- 2 市長は、受給者が前項第3号から第5号までのいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該受給者が既に使用した応援券の額面額に相当する金額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(登録店舗の指定申請等)

第10条 この事業に賛同する者は、その管理する店舗について、登録店舗の指定を受けようとするときは、松山市愛顔っ子応援券登録店舗指定(変更指定)申請書(様式第2号。第3項において「指定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項及び次項の規定による申請があった場合において、登録店舗として指定することを適当と認めるときは、その申請を行った者(以下「指定事業者」という。)に対し、松山市愛顔っ子応援券登録店舗指定書(様式第3号)を交付するものとする。
- 3 指定事業者は、登録店舗について変更があるとき又は登録店舗を追加し、若しくは廃

止しようとするときは、指定申請書を市長に提出しなければならない。

(登録店舗の指定の取消し等)

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録店舗の指定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 登録店舗の指定の取消しを申し出たとき。
- (2) この事業に係る業務を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 登録店舗において、従業員の故意による応援券の不正使用等があったとき。
- (4) 虚偽その他不正の行為により、助成金の請求を行ったとき。
- (5) 応援券の取扱いに関する市長の指示事項を遵守しないとき。
- (6) その他指定事業者の責めに帰すべき事由により、登録店舗の指定の取消しが必要と市長が認めるとき。

2 市長は、指定事業者が前項第3号又は第4号に該当する場合において、必要があると認めるときは、応援券について支払を受けた助成金の額の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 指定事業者は、第1項の規定による登録店舗の指定の取消しにより損害が生じても、市に賠償を請求することはできない。

4 指定事業者は、第1項の規定による登録店舗の指定の取消しを受けた場合において、登録店舗として指定されていた店舗に既に受給者から受領した応援券があるときは、当該応援券に係る助成金の請求を行うことができる。

(助成金の交付)

第12条 市長は、指定事業者に対し、その管理する登録店舗において使用された応援券の額面の総額を上限として、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付を受けようとする指定事業者は、毎月初日から末日までの間に受給者から受領した応援券を登録店舗ごとに集計の上、市長が定める日までに、松山市愛顔っ子応援券登録店舗助成金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の内容を審査し、これを適正と認めるときは、請求のあった月の翌月の末日までに助成金を交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年6月13日要綱第33号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第5号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる